一括請求 Assist ソフトウェア使用約款

第１条（使用許諾）

三条信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）が提供するさんしんでんさいサービス（以下、「でんさいサービス」といいます。）の利用契約者（以下、「お客様」といいます。）はでんさいサービスの一括記録請求データ作成ソフトウェア「一括請求 Assist」（以下、本ソフトウェアといいます。）を本使用約款の各条に従うことを条件に無償で使用できるものとします。

第２条（利用する目的の範囲）

当金庫はお客様が当金庫の提供するでんさいサービスを利用する目的の範囲内で本ソフトウェアの使用を許諾するものとします。

第３条（本ソフトウェアの使用の制限）

１．お客様は本ソフトウェアおよび付属するドキュメントについて第三者への移転、譲渡、再使用許諾等を行ってはならないものとします。

２．お客様は本ソフトウェアに関する全てのプログラム等についてリバースエンジニアリングその他の方法により解析を行ってはならないものとします。

３．お客様は本ソフトウェアに関する全てのプログラム等について、変更または修正を行ってはならないものとします。

４．お客様は本ソフトウェアに関する全てのプログラム等に表示された著作権表示を削除してはならないものとします。

第４条（ソフトウェアの権利関係）

１．本使用約款に基づく使用許諾を除く本ソフトウェアに関連する全てのプログラム及び情報等に関する一切の権利は株式会社NTTデータフロンティアに帰属します。

２．お客様は本使用約款に基づく使用許諾を除き、本ソフトウェアに関連する全てのプログラム及び情報等に関するいかなる権利も有しません。

第５条（機密保持）

お客様は本使用約款に基づく本ソフトウェアの使用継続中、または使用終了後に関わらず、本ソフトウェアに関連する全てのプログラム及び情報等について、第三者に開示してはならないものとします。ただし、以下各号に規定する情報は機密保持の対象外とします。

⑴当該情報を取得した時点ですでに公知となっていた情報。

⑵本使用約款に違反することなく当該情報を取得した後に公知となった情報。

⑶当該情報を取得した時点で既にお客様が保有していた情報。

⑷正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わず合法的に入手した情報。

⑸当金庫から開示された秘密情報を利用することなく独自に知得したもの。

第６条（従業員に対する措置）

１．お客様は、お客様の従業員、派遣社員、嘱託社員等お客様の指揮・命令を受けて、お客様の業務に従事する者（以下、総称して「お客様の従業員等」）に対して、本使用約款の目的に必要な範囲で本ソフトウェアを使用させることができるものとします。なお、お客様はお客様の従業員等に本ソフトウェアを使用させるにあたって、本使用約款においてお客様が負っている義務と同等の義務を遵守させるものとします。

２．前条の規定に関らず、お客様は本ソフトウェアの使用の為に必要な情報をお客様の従業員等に開示することができます。ただし、この場合、お客様はお客様の従業員等が知り得た前条所定の情報を第三者に開示もしくは本使用約款の目的に必要な範囲を超えて利用または使用しないよう適切な措置を取るものとします。

第７条（使用許諾終了時の義務）

お客様は、本使用約款による本ソフトウェアの使用が終了した場合、本ソフトウェア本体、関連する全てのプログラム及び情報等を、お客様の責任と負担において破棄するものとします。

第８条（損害賠償）

本ソフトウェアを使用してお客様が期待する結果が得られない場合及び本ソフトウェアを使用した結果、お客様が直接的あるいは間接的に損害を被った場合は本ソフトウェアないしデータの瑕疵その他原因の如何に関わらず当金庫は賠償の責めを負いません。

第９条（使用許諾の終了）

１．当金庫はお客様が本使用約款に違反した時、または当金庫が本ソフトウェアの無償提供を中止する場合、本ソフトウェアの使用許諾を直ちに終了できるものとします。

２．お客様は、本ソフトウェア本体、関連する全てのプログラム及び情報等を破棄することで本ソフトウェアの使用をいつでも終了することができます。

第１０条（規定の変更）

当金庫は本使用約款を変更する際は当金庫ホームページ等、当金庫の定める方法によりお客様に告知します。お客様が変更日以降に本ソフトウェアを使用する場合は、変更した使用許諾を承諾したものとして取扱します。なお、当金庫任意の変更によって損害が生じたとしても当金庫は一切責任を負いません。

第１１条（準拠法・管轄）

本使用約款の準拠法は日本とします。本使用約款に関する訴訟については、当金庫本店所在地の管轄裁判所とします。